

保険法の現代化に関する検討事項（１）

第１ 現代化の基本方針

１ 実質改正

最近の社会経済情勢の変化に対応するため、「保険法の現代化」にふさわしい内容の規律の見直しを行うものとする。

２ 現代語化

片仮名文語体で表記されている保険法（商法（明治３２年法律第４８号）第２編第１０章）の各規定について、平仮名口語体による表記に改めるとともに、解釈等の明確化についても、必要に応じて規定の整備を行うものとする。

（後注） 保険法の現代化の対象は、商法第２編第１０章の各規定を中心とする保険契約に妥当する私法であるが、

（１）海上保険契約に関する規定（商法第３編第６章）については、海商法の他の規定と密接に関連するものであり、かつ、高度に専門化・国際化された分野に属するものであるから、陸上保険契約に関する規定とは別に、将来の海商法の現代化において検討することが適当であると考えられる（保険法の現代化に際しては、所要の規定の整備にとどめるものとする。）が、どうか。

（２）商法が直接明文の形で規定している保険の種類には属しないものの、講学上の保険法の分野に属するいわゆる共済については、合わせて規律すべきであるとする考え方でよいか。

第２ 保険契約の意義

１ 損害保険契約

損害保険契約は、当事者の一方が一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずるものとするもので、どうか。

（参考・現行条文）

商法第６２９条 損害保険契約ハ当事者ノ一方カ偶然ナル一定ノ事故ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ヲ填補スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

(注) 「偶然の」とは、保険契約の成立の時にあって、保険事故の発生と不発生とがいずれも可能であって、そのいずれともいまだ確定していないことを意味するが、このことは保険の本質的属性として、又は「事故」という文言で表されているものとして削除すべきである(又は上記の意義を有するものであることを明確にすべきである)との考え方があるが、どうか。

2 生命保険契約

生命保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者の生存又は死亡に関して一定の金額を支払うことを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずるものとするもので、どうか。

(参考・現行条文)

商法第673条 生命保険契約ハ当事者ノ一方カ相手方又ハ第三者ノ生死ニ関シ一定ノ金額ヲ支払フヘキコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

(注) 保険者が行う保険給付の内容として金銭給付でないいわゆる現物給付を約することが可能であることを明確にするため、例えば、「一定の金額を支払う」という文言を「一定の給付をする」とすべきであるとの考え方があるが、どうか。

3 傷害・疾病保険契約

傷害・疾病保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者において傷害を受けたこと若しくは疾病にかかったこと又はこれらを原因とする人の状態に関して一定の金額を支払うことを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずるものとするもので、どうか。

(参考・現行条文)

商法に規定なし

(補足) 1 本文は、損害保険契約及び生命保険契約のいずれにも当たらないいわゆる定額給付方式(定額保険)である傷害・疾病保険契約を典型契約として位置付けようとするものである。これに対し、いわゆる損害てん補方式の傷害・疾病保険契約(傷害・疾病等を原因として支出される費用等の損害をてん補する保険契約をいう。)は、1の損害保険契約に当たることになる。

2 傷害保険契約と疾病保険契約とを分ける必要があるかどうかは、これらの契約についての個別の規律が異なるものとなるかの検討を踏まえ、改めて検討するものとする。

3 傷害・疾病等を原因とする死亡に関する給付を行う保険契約については、生

命保険契約であるとする考え方と、傷害・疾病保険契約であるとする考え方とがあるが、この種類の保険契約の位置付けについては、生命保険契約及び（死亡に関する給付を行わない）傷害・疾病保険契約についての個別の規律がどのように異なるのかという検討を踏まえ、改めて検討するものとする。

（注）1 傷害保険契約は被保険者が故意によらずに傷害を受けたときに保険金を支払う契約である旨を明示すべきであるとの考え方があるが、どうか。

2 2の（注）と同様の考え方があるが、どうか。

（後注）1 各保険契約における「報酬」という文言について、どのように考えるか。

2 「保険」という用語の意義については、現行法と同様に、解釈論にゆだねることで、どうか。

第3 各保険契約に共通の事項

1 保険契約の成立

(1) 遡及保険

遡及保険（保険期間の開始の時期を保険契約の成立の時よりも前にさかのぼらせることをいう。）の定めを有効なものとするための要件について、どのように考えるか。

（参考・現行条文）

商法第642条 保険契約ノ当時当事者ノ一方又ハ被保険者カ事故ノ生セサルヘキコト又ハ既ニ生シタルコトヲ知レルトキハ其契約ハ無効トス

第683条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及ヒ第六百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス

（略）

（補足） 商法第642条（同法第683条第1項において準用される。）は、保険契約の成立の時に保険者、保険契約者又は被保険者のいずれかが保険事故の未発生又は既発生を知っていたときは、その契約は無効とする旨を規定しているところ、本文は、この定めが有効となるための要件についての見直しの要否を問うものである。

具体的には、本文の要件に関し、現行法の趣旨が不当な利得を得る弊害を防ぐということにあることからすると、保険契約者が保険事故の不発生を知っていた場合や保険者が保険事故の既発生を知っていた場合に無効とする必要はないとも考えられる。他方で、いわゆる責任遡及条項（保険者が第1回保険料

相当額を受け取った後に契約の申込みを承諾した場合には、保険者の責任は、第1回保険料相当額の受取時又は被保険者に関する告知時にさかのぼって開始することを定める条項をいう。)が定められた場合にこれを遡及保険と考えると、保険者が承諾をした時点(契約の成立の時)では、保険契約者が保険事故の既発生を知っていたり、又は保険者が保険事故の不発生を知っていたりするという状況があるため、上記の現行法の規律では適切な対処が困難となる。

(注) 1 (補足) 中の責任遡及条項と関連し、いわゆる承諾前死亡の場合の保険者の承諾義務(責任遡及条項がある場合において、契約の申込み後、保険者が承諾する前に被保険者が死亡したときに、保険者が一定の要件のもとで信義則上の承諾義務を負うとの考え方)について、どのように考えるか。

2 本文の規定の性質(任意規定か強行規定か)について、どのように考えるか。

(2) 保険証券

保険証券については、次のとおりとすることで、どうか。

保険者は、保険契約の成立後、遅滞なく、保険契約者に対し、保険証書(仮称。以下同じ。)を交付しなければならないものとする。

保険証書には、次に掲げる事項を記載し、保険者がこれに署名し、又は記名押印しなければならないものとする。

(ア) 【損害保険契約にあつては、保険契約の目的物及び保険者の負担した危険】【生命保険契約又は傷害・疾病保険契約にあつては、保険契約の種類】

(イ) 損害保険契約にあつては、保険価額を定めたときは、その価額

(ロ) 保険金額

(ハ) 保険料及びその支払の方法

(ニ) 保険期間

(ホ) 保険契約者の氏名又は名称

(ヘ) 【損害保険契約にあつては、被保険者の氏名又は名称】【生命保険契約又は傷害・疾病保険契約にあつては、被保険者の氏名】

(セ) 生命保険契約又は傷害・疾病保険契約にあつては、保険金受取人を定めたときは、その者の氏名又は名称

(シ) 保険契約締結の年月日

(ス) 保険証書作成の年月日

(参考・現行条文)

商法第649条 保険者ハ保険契約者ノ請求ニ因リ保険証券ヲ交付スルコトヲ要ス

保険証券ニハ左ノ事項ヲ記載シ保険者之ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 保険ノ目的
- 二 保険者ノ負担シタル危険
- 三 保険価額ヲ定メタルトキハ其価額
- 四 保険金額
- 五 保険料及ヒ其支払ノ方法
- 六 保険期間ヲ定メタルトキハ其始期及ヒ終期
- 七 保険契約者ノ氏名又ハ商号
- 八 保険契約ノ年月日
- 九 保険証券ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日

第679条 生命保険証券ニハ第六百四十九条第二項ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 保険契約ノ種類
- 二 被保険者ノ氏名
- 三 保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ定メタルトキハ其者ノ氏名

第683条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及ヒ第六百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス

(略)

- (補足) 1 商法第649条第1項(同法第683条第1項において準用される。)は、保険者は保険契約者の請求により保険証券を交付しなければならないとしているが、本文 では、保険契約者保護の観点から、保険者は、保険契約者からの請求の有無にかかわらず、保険契約の成立後、遅滞なく、保険契約者に保険証書を交付しなければならないものとしている。
- 2 現行法上、商法第649条第2項第1号の「保険ノ目的」及び同項第2号の「保険者ノ負担シタル危険」が生命保険契約に適用されるのかどうかは必ずしも明らかでないが、本文 は、これらが損害保険契約のみに関する規定であると位置付けた上で、生命保険契約については同法第679条第1号の「保険契約ノ種類」のみが適用されるとするものである。
- 3 商法第649条第2項第9号の「保険証券ノ作成地」(同法第679条においても記載事項となると解されている。)は、その意義が失われているものとして、保険証券の記載事項から削除するものとしている。
- 4 高度情報化社会に対応し、多様なニーズにこたえるため、本文 の保険証書の交付を電磁的方法で行うことができるものとするが、例えば、本文 及び に続けて以下のような規定を設けることが考えられる。

保険者は、の保険証書の交付に代えて、政令で定めるところにより、保険契約者の承諾を得て、保険証書に記載すべき情報を電磁的方法により提供することができる。この場合において、保険者は、保険証書を交付したものとみなす。

の電磁的方法による交付を行うときは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。）に記録された情報については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

- (注) 1 商法第649条及び第679条は、名称を「保険証券」としているが、保険証券は私法上の有価証券ではなく、証拠証券にすぎないとされていることから、法令上の名称は、例えば「保険証書」とすることで、どうか。
- 2 本文の規定は、現行法と同様に、任意規定とすることで、どうか。

(3) 第三者のためにする保険契約

【損害保険契約にあつては、被保険者】【生命保険契約又は傷害・疾病保険契約にあつては、保険金受取人】が第三者であるときは、その第三者は、当然に保険契約の利益を享受するものとする。どうか。

(参考・現行条文)

商法第647条 保険契約ハ他人ノ為メニモ之ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ保険契約者ハ保険者ニ対シ保険料ヲ支払フ義務ヲ負フ

第648条 保険契約者力委任ヲ受ケスシテ他人ノ為メニ契約ヲ為シタル場合ニ於テ其旨ヲ保険者ニ告ケサルトキハ其契約ハ無効トス若シ之ヲ告ケタルトキハ被保険者ハ当然其契約ノ利益ヲ享受ス

第675条 保険金額ヲ受取ルヘキ者力第三者ナルトキハ其第三者ハ当然保険契約ノ利益ヲ享受ス但保険契約者力別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ従フ

(略)

第683条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及ヒ第六百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス

(略)

- (注) 第三者(他人)のためにする保険契約は、第三者のためにする契約(民法第537条から第539条まで)の一種であるとされていることから、保険契約は他

人（第三者）のためにも締結することができること及び保険契約者が保険料を支払う義務を負うことを規定する商法第647条（同法第683条第1項において準用される。）の規律は、当然の内容を規定したものととして、あえて明文の規定は設けないものとするので、どうか。

(4) 危険に関する重要な事項についての事実の不告知等による解除（いわゆる告知義務違反による解除）

（参考・現行条文）

商法第644条 保険契約ノ当時保険契約者力悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事実ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但保険者力其事実ヲ知り又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス

前項ノ解除権ハ保険者力解除ノ原因ヲ知リタル時ヨリ一个月間之ヲ行ハサルトキハ消滅ス契約ノ時ヨリ五年ヲ経過シタルトキ亦同シ

第645条 前条ノ規定ニ依リ保険者力契約ノ解除ヲ為シタルトキハ其解除ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス

保険者ハ危険発生ノ後解除ヲ為シタル場合ニ於テモ損害ヲ填補スル責ニ任セス若シ既ニ保険金額ノ支払ヲ為シタルトキハ其返還ヲ請求スルコトヲ得但保険契約者ニ於テ危険ノ発生力其告ケ又ハ告ケサリシ事実ニ基カサルコトヲ証明シタルトキハ此限ニ在ラス

第678条 保険契約ノ当時保険契約者又ハ被保険者力悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事実ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但保険者力其事実ヲ知り又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス

第六百四十四条第二項及ヒ第六百四十五条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

ア 不告知又は不実告知があった場合の規律

保険契約者又は被保険者（以下「保険契約者等」という。）が故意又は重大な過失によって事実を告知せず、又は不実の告知をした場合において、保険事故が発生していたときの規律については、例えば、次のような考え方があるが、どうか。

A案 いわゆるオール・オア・ナッシング（all-or-nothing）主義

保険契約者等の主観が故意又は重大な過失のいずれであるかを問わず、保険者は、責任を全部免れるものとする考え方

A 1 案 いわゆる因果関係不存在の場合の特則を採用する立場

保険契約者等において告知されなかった事実と当該保険事故との間に因果関係がないことを証明した場合を除き、保険者は責任を全部免れるものとする考え方

A 2 案 いわゆる因果関係不存在の場合の特則を採用しない立場

告知されなかった事実と当該保険事故との間の因果関係の有無を問わず、保険者は責任を全部免れるものとする考え方

B 案 いわゆるプロ・ラタ (pro-rata) 主義

保険契約者等に故意があった場合については、保険者は責任を全部免れるものとし、保険契約者等に重大な過失があった場合については、正しい告知がされていたら保険者は保険契約を締結しなかったであろうときは、保険者は責任を全部免れるものとするとともに、正しい告知がされていたら保険者はより高い保険料で保険契約を締結したであろうときは、保険者は約定保険料の額の本来支払われるべきであった保険料の額に対する割合により保険金を減額した責任を負うものとする考え方

(補足) 1 本文の考え方のうち、A 案 (A 1 案) は、現行の商法第 6 4 5 条第 2 項ただし書 (同法第 6 7 8 条第 2 項において準用される。) が採用している立場であり、B 案は、諸外国で比較的多く採用されている (フランス、イタリア、スウェーデン等) 立場である。

2 B 案を採用した場合にも、保険者の全部免責となる場合 (保険契約者等に故意があった場合及び保険契約者等に重大な過失があった場合において、正しい告知がされていたら保険者は保険契約を締結しなかったであろうとき) については、A 1 案と同様にいわゆる因果関係不存在の場合の特則を併せて採用することも考えられる。

3 B 案の考え方については、保険契約者等に重大な過失があった場合において、正しい告知がされていたら保険者はより高い保険料で保険契約を締結したであろうときの規律として、本文に掲げたもののほか、比較法的には、以下の考え方がある。

B 案 保険者は正しい告知がされていたら締結されていたであろう契約の内容に従って保険金を支払う責任を負うものとする考え方

B 案 保険者は告知されなかった事実が保険事故の発生及び損害の範囲に対して及ぼす影響、保険契約者の過失、その他の事情を考慮して合理的な範囲内で保険金を減額した責任を負うものとする考え方

(注) 保険事故が発生していないときの規律については、単純に保険者に解除権が付与されるとすることのほか、契約は維持した上で保険料の増額請求を認める

仕組みを採用することが考えられるが、どうか（なお、解除権行使の効果が将来効か遡及効かという問題については、他の解除権とまとめて改めて検討するものとする。）。

イ その他の論点

(ア) 自発的申告義務か質問応答義務か

告知の義務の対象は、保険者から告知を求められた危険に関する重要な事項についての事実とするものとするもので、どうか。

(補足) 商法第644条第1項本文及び第678条第1項本文は、何が告知の対象となる事実であるかに関し、自発的に判断して申告すべき義務として規定しているが、本文は、これを保険者からの質問に回答すべき義務と位置付けるものである。

(注) 1 現行商法は、告知すべき義務を負う者の範囲について、損害保険契約においては保険契約者、生命保険契約においては保険契約者又は被保険者としているが、これをすべての種類の保険契約について保険契約者又は被保険者とするものとするもので、どうか。

2 「重要ナル事実」及び「重要ナル事項ニ付キ不実ノ事」の更なる明確化について、どのように考えるか。また、保険者が書面によって告知することを求めた事項や生命保険契約又は傷害・疾病保険契約において診査医が口頭によって告知することを求めた事項については、これらを「危険に関する重要な事項」と推定する旨の規定を設けるべきであるとの考え方があがるが、どうか。

(イ) 保険者が契約の解除をすることができない場合

保険契約者等が事実を告知せず、又は不実の告知をしたことを保険者が知り、又は過失によって知らなかった場合（商法第644条第1項ただし書及び第678条第1項ただし書）のほか、保険者の使用人等のうちいわゆる告知受領権のない者による告知妨害があった場合等には、保険者は告知義務違反を問うことができない旨の規定を設けるべきであるとの考え方があがるが、どうか。

(ウ) 解除権の除斥期間

現行の規律（解除権は、保険者が解除の原因を知った時から1か月間行使しないとき又は保険契約の成立の時から5年を経過したときは、消滅する。）を維持するものとするもので、どうか。

(I) 規律の性質

各規律の性質（任意規定か強行規定か）について、どのように考えるか。

(5) 他の保険契約の存在及び内容等についての不告知等による解除（いわゆる他保険契約の告知義務違反による解除）

保険契約の締結に際して保険契約者又は被保険者に他の保険契約の存在や内容等に関する告知義務を課し、それに違反した場合には保険者による契約の解除等を認めるものとするに関し、次の考え方があるが、どうか。

A案 いずれの種類保険契約についても、規定を設けるものとする考え方

B案 損害保険契約については規定を設けるが、生命保険契約及び傷害・疾病保険契約については特段の規定は設けないものとする考え方

C案 いずれの種類保険契約についても、特段の規定は設けず、解釈論にゆだねるものとする考え方

（参考・現行条文）

商法に規定なし（解釈論）

（注） A案又はB案を採用する場合には、義務違反の効果が生じるための要件、義務違反の効果、規律の性質（任意規定か強行規定か）について、どのように考えるか。

（後注） 保険金不法取得目的の保険契約は無効である旨の明文の規定を保険法に設けるべきであるとの考え方があるが、どうか。

2 保険契約に基づく給付

(1) 保険料の支払時期及び支払場所

保険料の支払時期及び支払場所に関する特別な規定を設けることについて、どのように考えるか。

（参考・現行条文）

商法に規定なし

（補足） 本文の問題に関連して、実務上約款に設けられているいわゆる責任開始条項ないし保険料領収前免責条項（保険期間が開始しても保険料領収前に発生した保険事故については、保険者は保険金を支払わない旨の条項をいう。）の取扱いや、保険契約の失効及び復活について配慮すべきかどうか、さらに、保険料の不払を理由とする解除の要件に関する特別な規定（約款等によっても催告を不要とすることはできないとすること等）を設けるべきかどうか等が問題になる

と考えられる。

(2) 保険料不可分の原則

いわゆる保険料不可分の原則について、どのように考えるか。

(参考・現行条文)

商法第653条 保険者ノ責任カ始マル前ニ於テハ保険契約者ハ契約ノ全部又ハ一部ノ解除ヲ為スコトヲ得

第654条 保険者ノ責任カ始マル前ニ於テ保険契約者又ハ被保険者ノ行為ニ因ラスシテ保険ノ目的ノ全部又ハ一部ニ付キ保険者ノ負担ニ帰スヘキ危険カ生セサルニ至リタルトキハ保険者ハ保険料ノ全部又ハ一部ヲ返還スルコトヲ要ス

第655条 前二条ノ場合ニ於テハ保険者ハ其返還スヘキ保険料ノ半額ニ相当スル金額ヲ請求スルコトヲ得

(補足) 保険料不可分の原則とは、保険契約が途中で終了した場合に保険者は保険料計算の基礎とした単位期間である保険料期間全部の保険料を取得することができ、保険料期間のうち未経過期間に対応する保険料を保険契約者に返還する必要がないという原則をいい、商法第655条は、その反対解釈として保険料不可分の原則を前提としたものと解されることがあるものの、近時は、この原則について立法論的に批判されることが多い。

(3) 消滅時効期間

保険金請求権及び保険料相当額の返還請求権の消滅時効期間に関し、次の考え方があるが、どうか。

A案 いずれの種類の種類保険契約についても、3年とする考え方

B案 損害保険契約については2年とし、生命保険契約及び傷害・疾病保険契約については3年とする考え方

C案 損害保険契約及び傷害・疾病保険契約については2年とし、生命保険契約については3年とする考え方

D案 いずれの種類の種類保険契約についても、2年とする考え方

保険料請求権は、1年間行使しないときは、時効によって消滅するものとするので、どうか。

(参考・現行条文)

商法第663条 保険金額支払ノ義務及ヒ保険料返還ノ義務ハ二年保険料支払ノ義務ハ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第683条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十

六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及ヒ第六百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス
(略)

(補足) 消滅時効期間の起算点については、一般原則どおり民法第166条第1項が適用されることになる。

(参考)

(消滅時効の進行等)

民法第166条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

2 (略)

(注) 本文の消滅時効期間を定める規定の性質(例えば、片面的強行規定とすべきか。)について、どのように考えるか。

(後注) 保険金請求権について、一定の範囲内で差押えを禁止すべきであるとの考え方があ
るが、どうか。